

大和市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、次のとおりつきみ野自治会から告示事項の変更の届出があった。

令和2年5月29日

大和市長 大 木 哲

変更事項

自治会の区域

大和市つきみ野一丁目から八丁目まで（五丁目3番地、七丁目19番地59並びに八丁目3番地1及び14番地3を除く。）